平成２９年（フ）第２６８号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目12番５―109号
債務者　福留　大介
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９３号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番38―204号
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４９号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目21番10号、前住所大阪府寝屋川市萱島信和町20番12―501号
債務者　濵川　　弘
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４号
大阪市平野区喜連４丁目６番34号　クラトン平野213号室、前住所大阪市平野区長吉長原東２丁目３番23号　ル・エーテ20　203号
債務者　芳中　時美
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８０号
大阪府東大阪市若江北町２丁目６番２号　パルテ・カワサキ　209号
債務者　中﨑　智子
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６号
東京都国分寺市日吉町１丁目38番地10アメニティコウヤマ第５ガーデン103
債務者　渡邊　　宣
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７号
東京都国分寺市日吉町１丁目38番地10アメニティコウヤマ第５ガーデン103
債務者　渡邊　宮香
1　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２号
愛知県蒲郡市形原町春日浦５番地２　県営春日浦住宅２棟309号
債務者　河原　竹美
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月17日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４６号
岡山市北区今２丁目６番12号コーポラス高原Ａ―102
債務者　石本　恵一
1　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６８号
長崎県佐世保市母ヶ浦町53番地　パティオ母ヶ浦Ｂ106、前住所広島県三原市宮浦１丁目12番４―401号
債務者　小水流英之
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１１号
長崎県佐世保市柚木町1484番地　柚木住宅２棟302、前住所長崎県佐世保市日宇町665番地日宇富士ビル301
債務者　佐藤　民男
1　決定年月日時　平成29年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第２９４号
大阪府岸和田市流木町1024番地の１
破産者　株式会社杉山建具店
1　破産債権の届出期間　平成29年３月16日まで
2　一般調査期日　平成29年４月24日午後１時30分
平成29年２月14日
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１３８２号
埼玉県白岡市下野田830番地２
破産者　竹内　　宏
1　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
2　一般調査期日　平成29年４月17日午後４時30分
平成29年２月14日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
山梨県大月市大月町真木1615番地１
破産者　小林　伸市
1　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
2　一般調査期日　平成29年４月26日午前10時30分
平成29年２月14日
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２８年（フ）第１４９号
福岡県久留米市三潴町西牟田4571番地12
破産者　福山　美貴
1　破産債権の届出期間　平成29年３月22日まで
2　一般調査期日　平成29年５月15日午後１時30分
平成29年２月13日
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４５４号
岡山県倉敷市児島小川４丁目８番425号、旧住所岡山県倉敷市児島小川２丁目２番68号
破産者　松本　絹代
1　破産債権の届出期間　平成29年４月17日まで
2　一般調査期日　平成29年５月18日午前10時30分
平成29年２月15日
岡山地方裁判所第３民事部